

令和5年度 甲賀市 結婚新生活支援補助金

経済的な理由などにより、結婚に不安を抱える方に対して
新婚世帯の住居費・引越し費用等を支援します

対象となる世帯（①～④すべてに該当する世帯）

詳しくは裏面へ ▶

- ①年齢 婚姻日において夫婦ともに39歳以下
- ②婚姻日 令和5年3月1日～令和6年3月31日
- ③所得 夫婦の合計所得が500万円未満
※ 奨学金を返済している場合は、奨学金の年間返済額を夫婦の所得から控除
※ 所得500万円の目安：年収約670万円前後
- ④その他
 - ・市税の滞納がないこと ※ 市税：甲賀市民税・固定資産税・軽自動車税
 - ・過去に当補助金（他市町村含む）の受給歴がないこと
 - ・申請日から1年以上甲賀市に定住する意思があること
 - ・夫婦双方の住民票の住所が申請に係る物件の所在地となっていること

対象となる費用（①～③合わせて最大30万円）

詳しくは裏面へ ▶

■婚姻に伴う住居費

- ①新居の購入費
- ②新居の家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
※ 賃借又は引越しする際に要した費用について、勤務先から住宅手当が支給されている場合にあっては住宅手当分に相当する額、地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象部分、その他の公的制度による補助等がある場合にあっては当該支援対象部分に相当する額を差し引きます

■婚姻に伴う新居への引越し費用

- ③引越し業者や運搬業者に支払った費用

申請期間

令和5年5月1日(月)～令和6年3月31日(金) ※ 予算には限りがあります

申請方法

申請に必要な書類等、詳しくは市ホームページをご覧ください

問い合わせ先 甲賀市政策推進課（市庁舎3階） ☎0748-69-2105 ✉koka10041000@city.koka.lg.jp

申請は直接窓口にお越しください！

検索 甲賀市 結婚新生活支援補助金

令和5年度 結婚新生活支援補助金 チェックシート

■対象となる世帯（全てに該当する必要があります）

項目	要件	チェック
婚姻期間	令和5年3月1日～令和6年3月31日	<input type="checkbox"/>
所得	世帯合算所得500万円未満	<input type="checkbox"/>
年齢	婚姻日に夫婦ともに39歳以下	<input type="checkbox"/>
住居	夫婦双方の住民票の住所が申請対象の住所になっている	<input type="checkbox"/>
その他	夫婦ともに市税（甲賀市民税・固定資産税・軽自動車税）の滞納なし	<input type="checkbox"/>
	過去にこの補助金（他市町村含む）の受給歴なし	<input type="checkbox"/>
	申請時から1年以上甲賀市に定住する意思あり	<input type="checkbox"/>

■対象となる費用（対象ごとで全てに該当する必要があります）

対象	項目	要件	チェック
購入	契約内容	契約書で契約内容が確認可能	<input type="checkbox"/>
	支払日	令和5年4月1日～令和6年3月8日	<input type="checkbox"/>
	契約日	婚姻日の1年前～令和6年3月8日	<input type="checkbox"/>
	費用	住宅購入費用	<input type="checkbox"/>
賃貸	契約内容	契約書で契約内容が確認可能	<input type="checkbox"/>
	支払日	令和5年4月1日～令和6年3月8日	<input type="checkbox"/>
	費用	賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料	<input type="checkbox"/>
引越し	支払日	令和5年4月1日～令和6年3月8日	<input type="checkbox"/>
	費用	引越し業者や運送業者に支払った費用	<input type="checkbox"/>

■必要書類

- 住民票
- 婚姻届受理証明書
その他の婚姻を証明できる書類
- 所得証明書
- 貸与型奨学金の返済額が分かる書類（奨学金返済中の場合）
- 物件の売買契約書及び領収書の写し（物件購入の場合）
- 物件の賃貸借契約書及び領収書の写し（物件賃貸の場合）
- 住宅手当支給証明書（様式第2号）（物件賃貸の場合）
- 引越しに係る領収書の写し（引越し費用の場合）
- 離職票又は退職証明書等（離職した場合）

交付までの流れ

